

グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業



【令和2年度予算（案）600百万円（600百万円）】

グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録・公表し、発行に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金や地域の資金を活用して、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

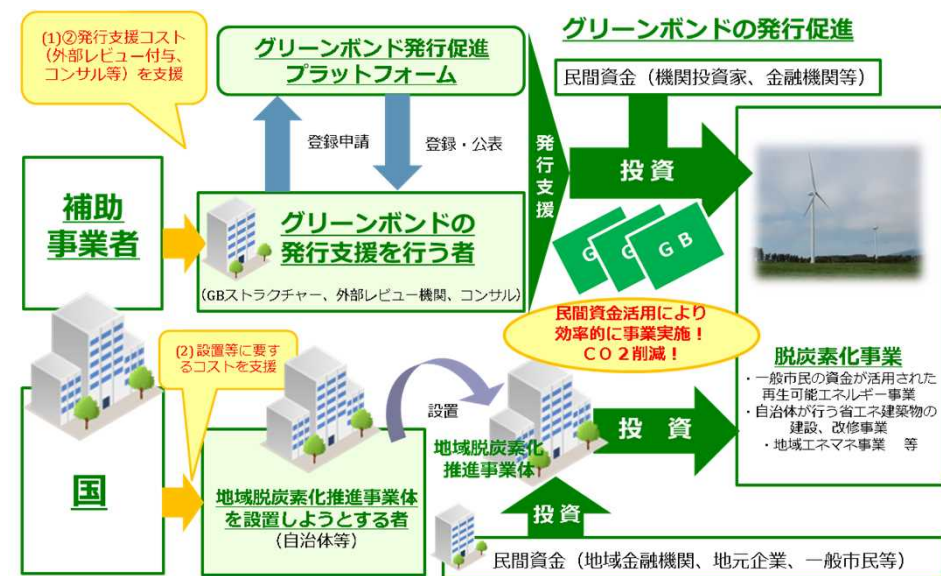
2度目標達成のためには、民間資金を脱炭素化事業（再エネ、省エネ）に大量導入していくことが不可欠。グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金や地域の資金を活用して、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

- (1)①グリーンボンド等の発行支援を行う者の登録・公表を行う。
- (1)②グリーンボンド等を発行しようとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。
- (2)地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、市民、地元企業、地域金融機関等が出資する事業体が展開する地域の脱炭素化の事業化（事業体の設置又は強化・拡充）に係る費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- (1) ■ 事業形態 ① 委託事業 ② 間接補助事業（補助率8/10、上限40百万円）
■ 補助対象 ① 非営利団体等 ② 民間事業者・団体等
■ 実施期間 ①・②平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ



- (2) ■ 事業形態 直接補助事業（補助率1/3、1/2、2/3）
■ 補助対象 地方公共団体、非営利団体、民間事業者等
■ 実施期間 平成30年度～令和2年度

お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録・公表し、発行に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

- ① グリーンボンド市場の自律的な形成・発展に向けて、発行支援体制を整備する。
- ② グリーンボンド等の発行・投資を促進し、グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

2度目標達成のためには、民間資金を脱炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠。その有効なツールとして我が国においてもグリーンボンド等の発行事例は増えてきているものの、通常の債券発行手続きに加え、グリーンボンドフレームワークの検討・策定・運用が必要となることから、グリーンボンド等の発行支援体制を整備し、グリーンボンド等の発行・投資を促進し、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

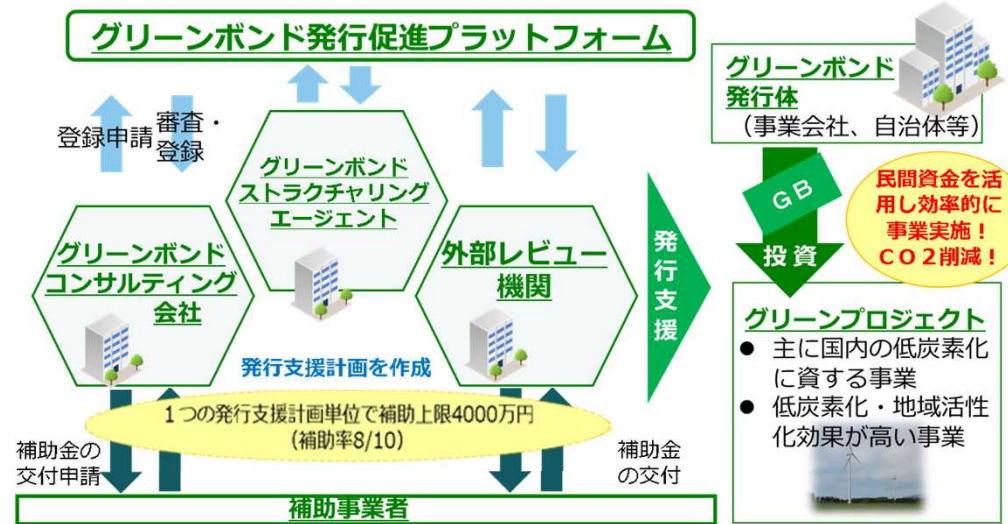
- ・ グリーンボンド等の発行支援を行う者の登録・公表を行う。
- ・ グリーンボンド等を発行しようとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 補助対象 非営利団体等
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

- 事業形態 間接補助事業（補助率8/10、上限40百万円）
- 補助対象 民間事業者・団体等（グリーンボンド発行支援者）
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ



※ グリーンボンドとは、グリーンプロジェクトの資金を調達するために発行する債券
国内企業等によるグリーンボンドの2018年における発行額は前年比で約2.5倍(約5360億円)

地方公共団体の参画・関与の下、地域の脱炭素化事業を展開する事業体づくりを支援します。

1. 事業目的

- ① 再生可能エネルギーの活用等による地域の脱炭素化を持続的に展開する事業体の自立的な普及を促す。
- ② 事業体の自立的な普及に向け、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促す。

2. 事業内容

- 地域の再生可能エネルギーの活用は、地域の脱炭素化に資すると同時に、地域経済循環の拡大を促すため、地域循環共生圏の鍵となる。
- 特に、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、地域における面的な脱炭素化を推進する事業体には、脱炭素化や地域経済循環への効果に加え、多様な地域課題の解決に向けた事業への展開も期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かしつつ、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。
- このため、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、市民、地元企業、地域金融機関等が出資する事業体が展開する地域の脱炭素化の事業化（事業体の設置又は強化・拡充）に係る費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2、2 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、非営利団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ

